

京都未来塾事業等業務委託に係る事業提案Q&A

番号	質 問	回 答
1	<p>【京都未来塾事業について】 (イ)キャリアアップコース、(ウ)キャリアチャレンジコースの 雇用期間について、研修初日を雇入れ日とし、3ヶ月間の 雇用ということによろしいでしょうか。(研修期間、企業実習 期間の雇用を分けない)</p>	<p>お見込みのとおり、研修開始日から原則3ヶ月間継続して雇用して いただきます。 なお、企業実習期間については、実習先に応じて労働条件を変更し ていただく必要があります。</p>
2	<p>【就労環境改善緊急応援事業について】 企業に交付する補助金は、委託費に含まれるのでしょ うか。</p>	<p>企業に交付する補助金は、委託費に含まれておりません。</p>
3	<p>【就労環境改善緊急応援事業について】 補助金の限度額200千円/1人とありますが、 実習を1人受け入れた場合、200千円ということでしょうか。 例えば1社で5人実習を受入れた企業の場合は、上限が 1,000千円となるのでしょうか。</p>	<p>交付の対象となるのは、本事業(京都未来塾事業又は観光関連人材 緊急就労支援事業)による研修・実習を修了した者を令和3年12月31 日までに雇入れ、3箇月以上雇用する企業です。 補助限度額は、200千円/1人ですので、例えば、1社で5人雇用した場 合は、上限が1,000千円となります。</p>